

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

昭島ガス株式会社

平成 27 年 1 月

## 目 次

第1章 総則	2
第1節 業務計画の目的	2
第2節 基本方針	2
第3節 業務計画の運用	2
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	3
第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制	3
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	5
第1節 平常時における対応	5
第2節 第一次非常体制における対応	5
第3節 第二次非常体制における対応	5
第4節 非常事態解除後【小廉期】における対応	7
第4章 その他	8
第1節 教育・訓練	8
第2節 計画の見直し	8

## 第1章 総則

### 第1節 業務計画の目的

この業務計画(以下、「この計画」という。)は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めることを目的とする。

### 第2節 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小限となるよう、ガスの安定的な供給および安全確保のため必要な業務を継続することが求められる。一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの従業員等が本人の罹看や家族の看病等のため出勤が困難となることも考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には業務に必要な物資の確保ができずサービスの維持が困難になる可能性がある。

このため、従業員等の安全と健康の確保を第一に、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・休止し、ガスの安定的な供給を始めとする事業を継続するため、真に必要な業務に資源を集中させることを基本方針として、この計画を策定する。

### 第3節 業務計画の運用

- (1) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。
  - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
  - ② 感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。
- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の25%が罹看し、流行が各地域で約8週間続くと想定されている。

当社においては、従業員等本人の罹看や家族の看病のため、従業員等の最大40%程度が欠勤することを想定している。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- (1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月）」に定める通りとする。

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した場合
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 都道府県においては、以下いずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

発生段階	非常体制の区分
未発生期	体制はなし
海外発生期	体制はなし
国内発生早期	第一次非常体制 (※感染状況等により第二非常体制に移行)
国内感染期	第二次非常体制 (※感染状況等により第一次非常体制を継続)

(3) 非常体制の組織

非常体制の組織は、別表第1に定める。

(4) 非常体制の発令解除

非常事態の発令解除は、対策本部長が行うものとする。

- ① 非常事態の発令は、総務部が政府対策本部・都道府県の決定判断、ならびに新型インフルエンザの発生状況について情報収集を行い、第一次非常体制の発令および第二次非常体制への移行が必要と判断した場合、対策本部長に具申し決定する。
- ② 対策本部長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を判断した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。
- ③ 対策本部長の代行順位は、別表第2の通りとする。

(5) 情報収集及び共有体制、関係機関との連携

総務部は、別表第3に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これら外部諸機関と適切に情報交換を行う。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 第1節 平常時における対応

従業員への感染防止の観点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザの流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるなど感染防止意識の啓発などを行う。

### 第2節 第一次非常体制における対応

#### (1) 情報収集及び周知

- ① 対策本部を立ち上げ、別表第3に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- ② 対策本部は、得られた情報を必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

#### (2) 基本的な対応

業務の縮小は行わず、感染予防措置等を徹底していくことで対応する。

#### (3) 感染予防のための措置

総務部は、速やかに以下の事項を周知・徹底する。

- ① 新型インフルエンザの基礎知識
- ② マスク着用、手洗い、うがい励行等の感染予防策や感染拡大するための咳エチケット等
- ③ マスク、ゴーグル等の感染予防物資の配布
- ④ 発熱時は直ちに医療機関で受診し、医師の指示に従うこと
- ⑤ 社員及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員などが取るべき措置に関すること
- ⑥ 会議・集会・講習・出張等とその出席者数の制限に関すること

### 第3節 第二次非常体制における対応

#### (1) 情報収集及び周知

総務部は、第3章、第2節(1)に定める情報収集及び周知を継続、強化して行う。

#### (2) 基本的な対応

- ① 新型インフルエンザ等が発生した場合でも、従業員の安全と健康の確保を第一にガスの安定的な供給に必要な業務及び事業の継続に不可欠な業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とし、次表の通りとする。

業務分類		業務内容
常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等対策業務	発生時対応業務(対策活動業務、感染対策業務)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスの安定供給に係る業務</li> <li>・緊急工事等のトラブル対応</li> <li>・ガス漏洩・火災等緊急対応</li> <li>・制御系および社内システムの運用・保守業務</li> </ul> <p>上記以外で、ガスの安定供給や公衆安全、非常災害対応、社会情勢を考慮し、継続が必要な業務</p>
縮小・休止が可能な業務		上記以外の業務

注) お客様が社会機能維持者、救急指定病院等、社会的な重要施設であった場合は別途対応する。

- ② 各部門は、地域の感染状況や従業員の感染状況を考慮し、縮小・休止する業務を決定する。

### (3) 感染拡大予防のための措置

総務部は、第一次非常体制における措置に加えて、以下の項目等に取り組む。

- ① 国内外の新型インフルエンザ感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ② 従業員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携をとり、指定医療機関での隔離・医療措置に協力する。
- ③ 従業員は、入社前に検温し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザの症状があれば、出勤しないこと。
- ④ 事務所入所の際の感染防護措置(手洗い・うがい・検温等)実施、サージカルマスクの室内常用着用、事務所以外における作業ではN95、抗菌マスク等の着用を徹底する。
- ⑤ 外部からの訪問者(来客等)に対する措置(事務所入所の際の感染予防措置:手洗い・うがい・検温・サージカルマスクの着用等)の徹底。
- ⑥ 会議・集会・講習・出張等は原則自粛するとともに、不特定多数の集まる場所へは近寄らない。
- ⑦ 都及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチンの接種等の新型インフルエンザ予防措置を実施する。

#### **第4節 非常体制解除後【小廉期】における対応**

対策本部長は、非常事態解除の発令をし、通常通りの業務を行う。また、総務部は備蓄品を点検し、再整備を行う。



## 第4章 その他

### 第1節 教育・訓練

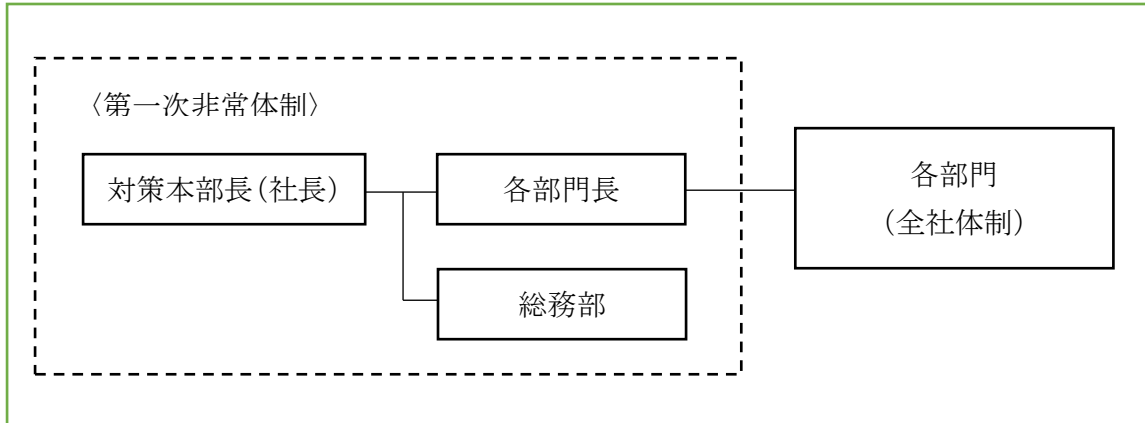
従業員に対し、感染対策や発生時の対応について周知し、理解させるとともに、事業運営体制、連絡体制等がより有効に機能するよう、新型インフルエンザ等の発生を想定した教育・訓練を定期的に行う。

### 第2節 計画の見直し

新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化などを踏まえて、この業務計画は随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

(別表第1) 非常体制の組織

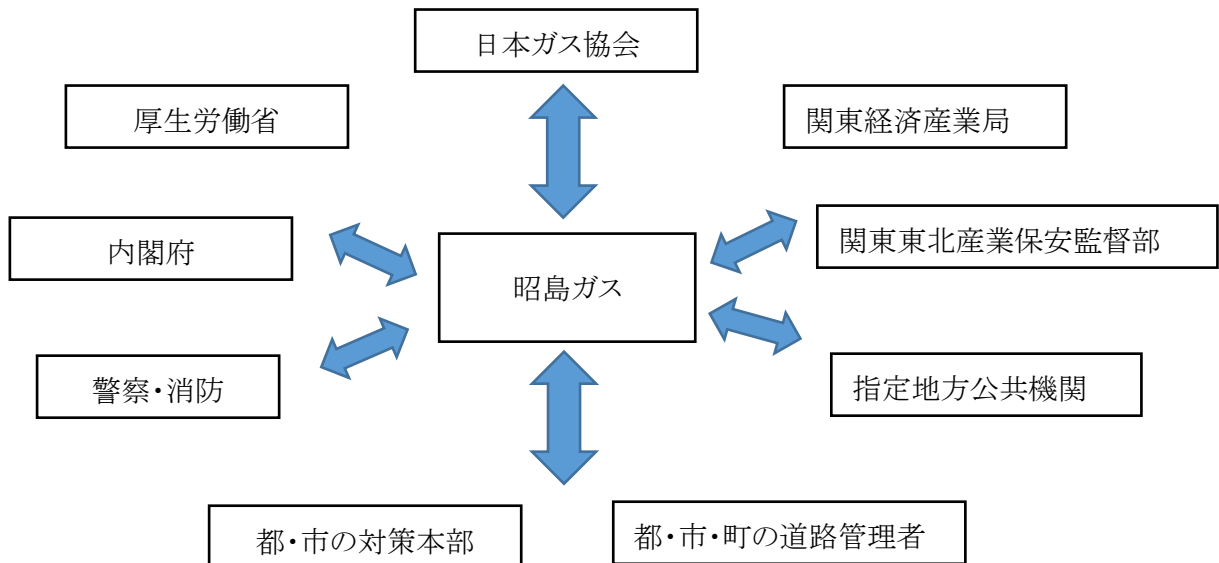
〈第二次非常体制〉



(別表第2) 対策本部長の代行順位

代行順位	代行者
第1位	専務取締役
第2位	総務担当取締役
第3位	技術担当取締役

(別表第3) 外部諸機関との連絡経路



平成 26 年 12 月 29 日付 昭ガス発 2014-107 号